

[事案 2019-316] 失効取消請求

・令和2年12月10日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

失効に関する保険会社からの案内が不足していたことを理由に、失効の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成10年9月に契約した定期保険について、令和元年12月に貸付金の元利金の合計額が解約返戻金の金額を超えたことから失効した。しかし、保険会社は、自分に対して貸付金返済に係る書面の通知をするだけで、その余に何の督促も連絡もなく、貸付金の返済が数日遅れただけで、20年間加入している契約を失効させたのは納得できないため、失効を取り消してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成30年11月以降、貸付金の元利金合計額が解約返戻金を超過する見込みとなる都度、貸付金の返済に係る書面を通知し、貸付金の返済がない場合には契約が失効することや、返済に係る必要最低金額、返済期限日等の必要事項を通知している。
- (2)申立人は、当社が通知した返済期限までに貸付金の返済がなければ、契約が失効することを十分認識しながら、返済期限日までに貸付金の返済をしなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、和解を相当とする事情の有無を把握するため、申立人代表者および取締役に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が失効前に十分な案内を行わなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。